

第2章 自殺総合対策の基本的な方針

本章は、本県における今後5年間の自殺対策を推進するための基本的な考えを示す指針であり、各機関が第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画におけるアクションプランに取り組む際の、基本的な姿勢となるものです。

1 生きることの包括的な支援として推進する

(1) 社会全体の自殺リスクを低下させる

失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因は、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備などの社会的な取組により解決が可能であり、また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

(2) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策として、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

(1) 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を行っていきます。

(2) 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行く事が困難な人

などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ります。

加えて、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくために、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組みます。

(3) 精神保健医療福祉施策との連携

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう取り組みます。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

(1) 対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる

自殺対策に係る個別の施策を以下の3つのレベルに分けて考え、これらを連動させることで総合的に推進します。

- 1) 「対人支援のレベル」個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う。
- 2) 「地域連携のレベル」問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携を行う。
- 3) 「社会制度のレベル」法律、計画等の枠組みの整備や修正を行う。

(2) 事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる

前項の3つのレベルの個別の施策は、以下の段階ごとに効果的に講じる必要があります。

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が高い段階で対応を行うこと。
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと。
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が発生した場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと。

(3) 自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する

学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方教育）を推進します。また、併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

4 実践と啓発を両輪として推進する

(1) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求める事が適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

(2) 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

全ての県民が、精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくし、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいきます。

(3) マスメディアの自主的な取組への期待

適切な自殺報道が行われるよう、マスメディアによる自主的な取組を期待するとともに、自殺対策の啓発について積極的な取組が推進されるよう働きかけていきます。

5 県、関係機関、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、県、関係機関、民間団体、企業及び県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

また、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。